

# 46年・消防白書

## 火災原因ではタバコがトップ

消防本部では、46年中の火災発生状況と救急出動件数をまとめました。

これによると、火災発生件数が昨年より15件の減損害額にして1,492万6,000円の減少となっていますが、救急車の出動件数は350件で、昨年比べて19件の増加となっています。

以下は、46年中の消防災害白書のあらましです。

### 火災の状況

まず、火災の月別発生件数をみると、5月が圧倒的に多く12件で、タバコによる出火がそのうちの8件を占めています。

#### 月別の発生件数をみると

1月—6件	7月—0
2月—3	8月—3
3月—3	9月—3
4月—6	10月—2
5月—12	11月—3
6月—1	12月—4

となり火災による損害額は、9,744万2,000円にのぼっています。

火災原因について調べてみると、おおざっぱに分けて石油関係10件、たき火の不始末によるものが多く、また、石油ストーブの取り扱いにも十分の注意が必要です

### 原因別の順位

- ①タバコの不始末 11件
- ②石油ストーブ 7件
- ③たき火の不始末 5件
- ④子どもの火遊び 5件
- ⑤電気配線不良 4件
- ⑥放火 3件

## 中卒者の進路

### 就職希望者はわずか7.7%

#### ◆中卒者の92%が進学

今年も卒業時期を迎えた。

今年、市立中学校を卒業する生徒は、10校合せて、1,319人いる。(男674人・女645人)

この卒業生の進路を調べてみると、卒業生のうち、なんと92.3%が高校や各種学校に進学を希望し、就職希望者は、わずか7.7%(101人)にとどまっている。

ちなみに、昭和42年中卒者の進路を調べてみると、進学が75%、就職希望者は25%でありました。これを今年の卒業生と比較してみると、進学希望者が5年前に比して17.3%増となり、反面、就職希望者が17.3%の減となっている。

このように、卒業生のほとんどが進学し、すぐ就職するということが著しく減少していることは全国的な傾向だといわれている。しかし、進学する人はともかく、いろいろな事情で就職しなければならぬ人は、これから先未知の社会に突入するわけですが、9年間学んだことを基礎として、大志をいだきつつ、よき産業人に大成していただきたいと思えます。

#### 各学校別進路の状況 (12月1日現在)

進路の別 学校名	卒業 者数	高校 進学 希望者 数	各種 訓練 学校 希望者 数及び 入数	就職 希望者 数	( )内は 県内
第一中学校	377	329	25	23	(8)
第二中学校	163	139	10	14	(10)
東中学校	217	197	7	13	(9)
雪沢中学校	23	19	1	3	(1)
下川沿中学校	54	50	0	4	(2)
上川沿中学校	24	19	2	3	(0)
南中学校	103	75	12	16	(0)
成章中学校	118	89	18	11	(3)
花岡中学校	166	142	11	13	(1)
矢立中学校	74	69	4	1	(0)
合計	1,319人	1,128人	90人	101人	(34人)

- ⑦プロパン 3件
- ⑧コタツ 2件
- ⑨その他 6件

### 救急車の出動状況

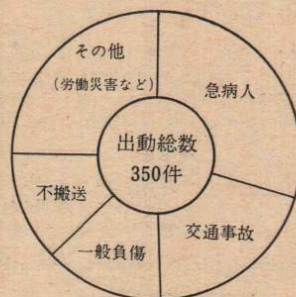
市の救急業務は、40年10月15日、ライオンズクラブから寄贈された救急車の配置によってはじまり、今年で8年目、年を追うごとに回数はうなぎ昇りに増えつつあります。

ちなみに41年から6年間の出動回数を年別に調べてみると、つぎようになります。

昭和41年の出動回数	117回
昭和42年	141回
昭和43年	192回
昭和44年	232回
昭和45年	331回
昭和46年	350回

この推移を見てみわかとおり、41年は3・1日に

#### 事故別出動比



- ① 急病人 103件
- ② 交通事故 70件
- ③ 一般負傷 47件
- ④ 労働災害 18件
- ⑤ 運動競技 6件
- ⑥ 自損行為 5件
- ⑦ 火災 1件
- ⑧ 犯罪 1件
- ⑨ その他 56件
- ⑩ 不搬送 43件

また、年令別による事故の種別を見ますと、10代から20代までの交通事故が最も多く、30代から40代がそれにつづいています。

以上が46年中の消防災害白書から、数字をいかいつまんで記したのですが、交通量の激増にとともに、救急回数も増えることと推測されるこの頃ですが、緊急を要しない病人の出動要請は、できるだけ遠慮していただきたい。と市の消防署では願っています。

## 統計調査員を表彰



2月9日、市長室において、永年にわたり統計調査員として統計事務に協力していただいた次の方々、市長から表彰状が贈られました。(敬称略)

- 菅原 栄 (宇東台205)
- 田山日良夫 (沼館字神館5)
- 田村吉彦 (芦田字芦田子154)
- 平泉 万 (赤石字星布南33)
- 加賀谷敬孝 (比内前田字前田25)
- 中山久五郎 (猿間字丹内下96)
- 菅原隆二 (山館字羽立24の1)
- 阿部勇雄 (花岡町字根井下174)
- 若松義雄 (白沢字寺ノ下上段25)
- 鳴海正富 (北神明町7の5)

## 相続放棄とは

新聞や雑誌の「法律相談」の欄で、「夫は商売をしていて、その死亡後に、親せきから自分の知らない借金をしていくことがわかった。夫には財産はなにもなく、あとに残されたものにはこれを支払う力がないのだが、どうしたらよいか」といった相談を見受けました。

このような相談に関する問題は、一生のうち、そう何回もあることではありませんが、いざとなると正確な知識を持っていないため、親族間でもめごとが起きて気まぐしくなったり、遺族があとまで経済的に苦しんだりすることがあります。

そこで今回は、相続に関する問題——とくに格別財産もないのに負債が多くあり、このままでは苦しい思いをするような場合、どうすればよいかをお話ししよう。

### 相続放棄とは

現在の相続に関する法律によると、たとえば結婚して子どもがある人が死亡しますと、その人の財産は残された妻と子が、また、妻のない人の場合にはその両親あるいは兄弟が原則として無条件、無制限に相続することになります。

この場合、相続される財産——遺産には、その人に属していた権利義務のいっさいが含まれますので、家、土地、現金などのほか、取引先や知人などに対する売買代金や借金のような負債も含まれることとなります。

そこで、遺産の内容に負債が多すぎない場合や、多少の負債があっても、それに見合うだけの十分な財産がある場合ならば、あまり問題はないのですが、前の例のように財産が少なく負債が多いようなときには、困った問題がでてくるわけです。

つまり、あとに残された妻子や老いた両親などが、夫や子の死亡によって、突然いろいろな義務を負うことになり、相続した財産では足りずに、自分の資産や収入から負債を返さなくてはならなくなるからです。

こうした不合理をなくするための一つの手法が「相続放棄」という手続きです。

これは、相続人が自分が相続人になったことを知った時から3か月以内に「自分はこの相続をしません」ということを家庭裁判所に申し出て——これを相続放棄の申述といいますが——相続により受けつぐはずの権利と義務のいっさいを放棄してしまふことです。

この手続きが完了しますと、申述した遺族は死んだ方の財産や負債とは無関係になります。

### ◆相続放棄の申述をするには

手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した方の住所地の家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して署名押印するだけで、受け付けてもらえます。

### 必要な書類

- ・自分と死亡した人の戸籍謄本が各1通
- ・費用は約300円ぐらいで済みます。
- ・このようにして相続放棄の申述が行なわれまふと、家庭裁判所はその申述が相続人の本当の意志なのかなど、必要なことを調査したうえで、正式にこれを受理し、手続きは完了します。

以上の手続きを済ませておきますと、遺族は必要に応じて裁判所から、放棄したことの証明書をもらうことができます。

## 青少協だより

### 子どもの問題は、大人の問題

まさにボウリングブームである。県内でも、小・中学生のボウリングが問題になっているが、当市では、学校側の意見として小・中学生の場合体力的、経費的なことから子ども向けでない事、さらに、友だち間の気心の問題や病みつきになる恐れなどを理由に、友だちとはもちろん、保護者同伴でも不可という形をとり、いろいろな方法で保護者に協力を求めてきました。

しかし、1月18日、補導委員がボウリング場を巡回したところ、沢山の子どもたちが見えるので、その子どもたちに聞いてみると、親と一緒にだといふ子どもが多かったわけで、子どもたちは夜は出あらない事になってははずなのに……と親たちの心なさを残念に思えてならない。

ボウリング場側では、ボウリングは健全娯楽ということで子どもたちの入場を歓迎しているようであるが、このことをただ喜んでばかりいられない事も事実なので保護者の再考をうながしたいと思えます。